

秦野市市営住宅長寿命化計画（改定案）に対するパブリック・コメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和8年2月1日（日）から3月2日（月）まで

2 意見募集の周知方法

広報はだの2月1日号、市ホームページ及び市公式LINE

3 計画案の公表方法

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) 交通住宅課における閲覧

4 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール、電子申請及び持参の方法による

5 提出された意見の内容及びその取扱い等

内容分類	件数	意見等への対応区分（※）				
		A	B	C	D	E
I 市営住宅長寿命化計画策定の背景と目的	1	0	0	0	0	1
II 上位・関連計画の整理	0	0	0	0	0	0
III 市営住宅を取り巻く情勢	0	0	0	0	0	0
IV 市営住宅の状況	1	1	0	0	0	0
V 市営住宅の課題と維持管理に向けた方針	5	0	0	1	0	4
その他	1	0	0	1	0	0
計	8	1	0	2	0	5

※ 意見等への対応区分

- A：意見等の趣旨等を計画案に反映したもの
- B：意見等の趣旨等は既に計画案に反映されていると考えるもの
- C：今後の取組において参考とさせていただくもの
- D：計画案に反映できないもの
- E：その他（感想、質問等）

「秦野市市営住宅長寿命化計画(改定案)」に対するパブリック・コメントに寄せられた御意見・御提案等

No.	該当箇所	該当ページ	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
1	I	1	<p>本市は、公共施設は基本的には公共施設再配置計画および公共施設保全計画の一元的なマネジメントを行うことを打ち出している。</p> <p>一方、公営住宅は、公営住宅法に基づいて地方公共団体が建設・管理する賃貸住宅である。</p> <p>市営住宅の長寿命化そのものはハード部門の行政領域であるが、住宅に困窮する低所得者層に対し、国や地方公共団体が協力して低廉な家賃で住宅を提供する制度であるので、市民が健康で文化的な生活を送れるよう、居住の安定と社会福祉の増進を目的としていること念頭に置き、本市の福祉分野の行政連携を模索していただきたいと思うがどうか。</p>	E	セーフティネット住宅や居住サポート住宅などの民間賃貸住宅の活用のほか、神奈川県が指定している居住支援法人及び福祉部局、関係団体等との連携などにより、社会情勢の変化や居住者のニーズに即した居住支援体制の構築を推進していきます。
2	IV-1	16	16ページの居住者の概要では、単身高齢者の居住割合が高くなっているという説明がある。図表では65歳以上のみ世帯は記載があるが、単身世帯のみの世帯数の記載がないので、65歳以上の単身者のみ世帯数を記載していただきたい。	A	御意見のとおり修正しました。
3	V-1	21	公共施設再配置計画のあり方や視点から、非常に課題が整理されており分かりやすい内容になっている。引き続き、高齢化社会に向けて住民との合意形成を重視して、施設の集約化・複合化等を考慮していただきながら進めていただきたいと思う。	E	入居状況や施設の維持管理等を踏まえ、住宅の集約及び住み替え移転を実施する場合には、入居者への説明をしっかりと実施したうえで、進めていきます。
4	V-2	22	今後の市営住宅の維持管理や運営については、大きな転換期を迎えていると考えられる。本計画では4つの基本方針を示しているが、市は、5年先や10年先を見据えてどのように市営住宅を運営していくつもりか。	E	入居状況や施設の維持管理状況を踏まえ、社会情勢の変化や居住者のニーズに即した運営に努めていきます。

【区分】

A:意見等の趣旨等を計画案に反映したもの B:意見等の趣旨等は既に計画案に反映されていると考えるもの

C:今後の取組において参考とさせていただくもの D:計画案に反映できないもの E:その他(感想、質問等)

「秦野市市営住宅長寿命化計画(改定案)」に対するパブリック・コメントに寄せられた御意見・御提案等

No.	該当箇所	該当ページ	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
5	V-2	22	市営住宅入居者の半数以上が70歳以上の高齢者という状況を踏まえ、民間の賃貸住宅を活用するためには、受け入れていただける賃貸住宅のオーナーに納得いただける体制を構築する必要があると思うが、どのように考えているか。	E	不動産関係事業者等と意見交換を実施し、貸主の不安を軽減することができる居住支援体制を構築していきます。
6	V-2	22	単身高齢者や障がいのある方は、単に居住できれば良いというわけではない。民間賃貸住宅を市営住宅として借り上げた場合、福祉的な支援をより一層充実させていく必要があると思うが、どのように考えているか。	E	複合的な課題に対応できるよう、福祉部局や関係団体等との連携し、居住支援体制の構築を推進していきます。
7	V-2	22	不動産事業者の多くは、単身高齢者の孤独死による残置物の整理や清掃費用などの負担や、その後の入居に大きな影響を及ぼすことを懸念している。民間の賃貸住宅を活用した場合、そのような案件が発生した場合に行政が対応することになるのか。 維持管理等のコストを縮減していくことは理解できるが、入居者の定期的な見守りは、民生委員では対応しきれないことも想定しておき、入居者に対してどのような支援ができるのか、よく検討したうえで民間賃貸住宅の活用を導入すべきである。	E	残置物の整理等については、原則、入居者の相続人が対応することになりますが、相続人がいない場合は、行政で対応することとなります。 入居者の見守り支援や安否確認については、今後の課題として、ICTの活用などにより、更に効果的な支援ができるよう、検討していきます。
8	その他	-	概ね計画に異論はなく、着実に実行してほしいと考える。市営住宅では単なる「箱」の提供に留まらず、ICTによる見守りや地域包括ケア拠点との併設により、「孤立死」を防ぐソフト面の支援ができるよう整備をしてほしい。また、空き家等の民間賃貸を活用した家賃補助や入居支援を強化し、住宅政策と福祉が密接に連携した「住まいのセーフティネット」の構築を期待する。	E	福祉部局や関係団体等と連携し、複合的な課題に対応できる居住支援体制を構築するとともに、ICTの活用などにより、更に効果的な支援ができるよう、検討していきます。

【区分】

A:意見等の趣旨等を計画案に反映したもの B:意見等の趣旨等は既に計画案に反映されていると考えるもの
C:今後の取組において参考とさせていただくもの D:計画案に反映できないもの E:その他(感想、質問等)